

# 政府におけるオープンデータの取組



平成29年10月6日  
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室  
加瀬 友也

# **0. 内閣官房IT総合戦略室の役割・位置付け**

# 内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室の役割

## ① 我が国全体のIT戦略の策定

- IT総合戦略室は、**IT政策全体を俯瞰する「司令塔」**。我が国全体のIT戦略を策定し、PDCAサイクルに基づいて、政策を推進する。

### <政府のIT戦略の経緯>

H13.1  
e-Japan戦略  
ブロードバンドインフラ

H15.7  
e-Japan戦略Ⅱ  
IT利活用

H18.1  
新IT改革戦略  
ITによる構造改革

H21.7  
i-Japan戦略2015  
デジタル技術による恩恵

H22.5  
新たな情報通信  
技術戦略  
市民主権の新しい  
社会

H25.5  
「世界最先端IT  
国家創造宣言」  
世界最高水準の  
IT社会

H29.5  
「世界最先端IT国家  
創造宣言・官民データ  
活用推進基本計画」  
データ大流通時代

H24.8: 政府CIO設置

H25.5: 政府CIOを「内閣情報通信政策監」として法律上位置づけ

## ② 政府のIT関連施策予算の管理

- 政府CIOが府省庁の**IT関連施策を評価**。選定した特定施策に重点的な投資が可能となるよう、予算編成プロセスにあたり、評価結果等を記載した**「意見書」を財務省主計局に提出**。

## ③ 府省庁の横断的なIT関連施策の実施

- 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、府省庁にまたがる横断的な施策を実施。

(主な取り組み) 「国・地方行政IT化・行政手続のオンライン化」、「オープンデータの推進」、「IT利活用による課題解決」(ITS(自動運転)、農業のIT化、医療のIT化、マイナンバーの活用)

# 情報通信技術(IT)総合戦略室の位置付け

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT本部)

本部長：内閣総理大臣  
 副本部長：情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣  
 本部員：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)及び有識者 (10名以内)

## 官民データ活用推進戦略会議

議長：内閣総理大臣  
 副議長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣  
 議員：議長・副議長を除く全国務大臣、政府CIO及び有識者

<会議及び議長の役割>

- ・官民データ活用推進基本計画の案の作成
- ・官民データ活用の推進を図るべき重点分野の指定、報告要請、勧告 等

## 官民データ活用推進基本計画実行委員会

会長：村井慶應大学教授  
 (委員会構成：民間委員 + 各省庁局長級)

- ・官民データ活用推進基本計画の素案(重点分野指定素案含む)の作成
- ・四半期又は年1回の関連施策のフォローアップ 等

## 地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

会長：國領慶應大学教授  
 (委員会構成：自治体委員 + 民間委員)

連携

## 新戦略推進専門調査会

会長：内閣情報通信政策監 (政府CIO)

### 電子行政分科会

### データ活用基盤・課題解決分科会

### 規制制度改革WT 道路交通WT

### データ流通環境整備 検討会(会長 鶴保大臣)

AI、IoT時代に  
おけるデータ活用  
ワーキンググループ

オープンデータ  
ワーキンググループ

### 自治体 サブワーキンググループ

- (検討事項)
- ・ガイドライン及び手引書の改定
  - ・最低限公開することが望ましいデータセットの策定 等

### eガバメント閣僚会議 (議長 菅官房長官)

国・地方IT化・BPR  
推進チーム

インプット

IT戦略・官民データ活用推進基本計画に係る施策を総合的かつ効果的に遂行するため、相互に連携し一体的に推進

# **1. 官民データ活用推進基本法関連の動き (オープンデータを中心に)**

# 官民データ活用推進基本法制定の背景

## 超少子高齢社会における諸課題の解決

データを活用した新ビジネスとイノベーションの創出  
データに基づく行政・農業・医療介護・観光・金融・教育等の改革

### サイバーセキュリティ基本法

データ流通における  
サイバーセキュリティ強化  
(平成26年制定)

**データ流通の拡大**  
AI、IoT関連技術の開発・  
活用促進

### 個人情報保護法

パーソナルデータを安全  
に流通させるため、**個人  
情報を匿名加工情報に加工し、安全な形で自由に  
利活用可能とする制度創設**  
(平成27年改正)

原則ITによる効率化等

生成、流通、共有、活用される  
データ量の飛躍的拡大

**官民データ活用推進基本法**  
(平成28年制定)

### 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成12年制定)

自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手・共有・発信することで、あらゆる分野で創造的かつ  
活力ある発展が可能となる社会の形成を目指し、**世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成等**を促進

# 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

**目的** 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

## 第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆ **基本理念**
  - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
  - ②**自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
  - ③**官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
  - ④官民データ活用の推進に当たって、
    - ・**安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全等**が害されないようにすること
    - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**
    - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**
    - ・**多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**
    - ・**AI、IoT、クラウド等**の先端技術の活用
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**
- ◆ **法制上の措置等**

## 附則

- ◆ 施行期日は公布日
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力

## 第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆ **都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定**
- ◆ **市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定(努力義務)**

## 第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し(コンテンツ流通円滑化を含む)
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(サービスプラットフォーム)
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

## 第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織(議長は内閣総理大臣)
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備(議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等)
- ◆ 地方公共団体への協力

# 【参考】官民データ活用推進基本法のオープンデータに関する規定

## 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（第11条）

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人・法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。（事業者が保有する官民データであって公益の増進に資するものについては、同様の措置を講ずる努力義務が規定されている。）

**オープンデータ**とは、国や地方公共団体等が保有する公共データが、①営利目的、非営利目的を問わず**二次利用可能なルールが適用されたもの**、②**機械判読に適したもの**、③**無償で利用できるもの**で、公開されること。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待。

### 1. 二次利用可能なルールの適用

#### 【ルール未適用】

- ホームページの情報を利用する際、著作権処理（使用許可等）に手間、時間、費用等がかかる
- 利用に制約があり、自由に編集・加工が出来ない

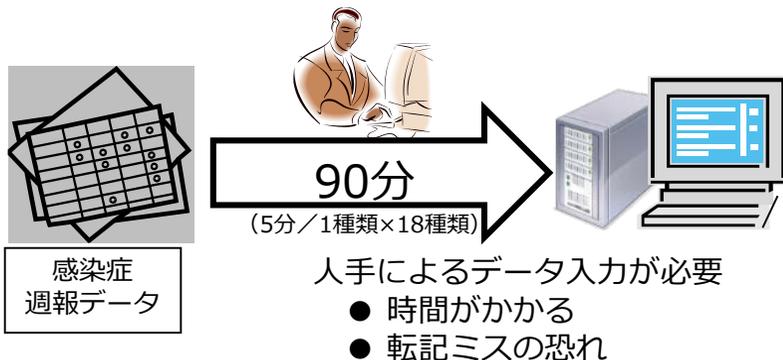
#### 【二次利用可能なルール】

- 出典を明記すれば、許可を得ずとも自由にホームページ情報の二次利用が可能
- 自由に編集・加工が出来るため、他のデータとも組み合わせ利用拡大が見込める

### 2. 機械判読性のあるデータの価値

（例）感染症週報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成

#### 【機械判読性のないデータ（画像等）の場合】



#### 【機械判読性のあるデータ（csv形式等）の場合】



# 未来投資会議（平成28年12月19日）の概要

## ○安倍内閣総理大臣 発言

「先週施行された『官民データ活用推進基本法』の下、安全・安心に、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進してまいります。

IT総合戦略本部の下、官民の専門家からなる司令塔を設置し、そして民間ニーズに即して重点分野を定め、2020年までを集中取組期間として、必要な施策を断行してまいります。関係大臣は議員から提案された具体的な施策と年限を踏まえて検討を進め、直ちに施策を具体化していただきたいと思います。」

（参考）議員から提案された具体的な施策（会議資料より抜粋）

### <御立氏>

- オープンデータ先進国化をアベノミクス2.0の柱のひとつとし、2020年までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付け、IT戦略本部の下、強力な政府の司令塔機能を設置
- 公共データの「原則オープン化」を制度的に担保し、「開示指針」「活用ルール」を明示的に定める
  - 非開示にする場合は、理由等を開示させる
  - 開示すべきでない個人情報等との線引き等を明示し、活用促進と国民の不安除去
- ベンチャーを含む官民の対話の場を設置し、オープンデータ化を進める重点分野の特定、ならびに関連した規制見直しの特定を行う  
(具体例) ① 2020年東京オリパラ（運行情報、施設情報等）、② 自動走行マップ（リアルタイム性のあるデジタル地図）

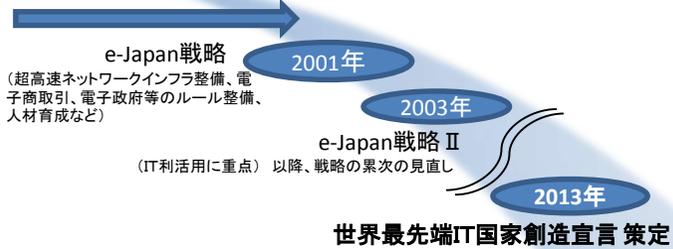
### <竹中議員>

公共データを民間に徹底開放し、新たなビジネス創出や社会課題の解決につなげていく。IT総合戦略本部のもとに官民の専門家が集う司令塔を設け、関係会議体と緊密に連携し、集中取組期間を設けて必要な施策を断行するべきである。

1. 「官民データ活用推進基本法」の施行を受け、オープンデータの推進を強力に進めていく。公共データを「原則オープン」にし、我が国が直面する社会保障の諸課題等の解決と、ベンチャー企業等による新しいサービスの実現を後押し
2. IT総合戦略本部のもとに設置される官民データ活用推進戦略会議に官民の専門家を集め、民間ニーズに即して重点的取組分野を定める。2020年までを集中取組期間として必要な施策を断行

## 第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】



### ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化

#### 【ネットワークインフラの進展】

- **有線**：最大速度1～10Gbps（光ファイバ）
- **無線**：最大速度500Mbps超（4G）  
(今後5G（超高速10Gbps）・多数接続といった特徴)の実現（2020年）)
- **クラウドサービスの活用**

#### 【利用環境面】

- **企業等**：一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携（標準化も含む）が進展
- **個人レベル**：スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
- **IoT**：モノのインターネットの普及（センサー技術の小型軽量化・低廉化）

### 国・自治体の取組

- 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進  
これまでも一定の成果
- ・ 情報システム改革・業務の見直し(BPR)  
(運用コスト3割削減、システム数6割削減見込)  
(人事・給与システム、旅費システムの統一化等)
- ・ 農地情報公開システム
- ・ 自治体クラウドの推進
- ・ マイナンバー制度の導入
- ・ オープンデータの推進
- ・ SNSを活用した災害時における情報共有の推進等

2016年 官民データ活用推進基本法 施行

2017年 官民データ活用推進基本計画 策定

2020年 ▲2020年 オリパラ東京大会

2050年～  
2060年 高齢化率約40%(推計)

### 「データ大流通時代」の到来

- このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、**AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。**  
(人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に)
- ⇒ **あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。**（我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承（高齢者の再活躍の場の提供）、地域の中小企業の活性化を可能にする等）

## 「データ」がヒトを豊かにする社会(官民データ利活用社会)の実現

### 「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題(経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保)を踏まえ、**8分野(①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動)を重点分野に指定**  
将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で**高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出**
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる**農業を創出**
- **ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出**

**「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現**

(※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。)

# 官民データ活用推進基本法で掲げる基本的施策

## 19条

- 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等



## 10条

- 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン化原則）

## 15条1項

- 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し（システム改革、BPR）

## 11条

- 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）  
※個人及び法人の権利利益・国の安全等が害されないようにすること

オープンデータ

## データ流通基盤の整備

### 12条 ルール整備

- 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な使用（12条）
- 円滑なデータ流通に関連する制度（コンテンツ流通を含む）の見直し（11条3項）
- 電子委任状の法整備（10条3項）等

オープンデータ  
（協調分野）

### 15条2項

サービスプラットフォーム  
（データの標準化（語彙、コード、文字等）、API、認証機能等）

- 官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（分野横断的なサービスプラットフォーム）

マイナンバー制度

## 13条

- マイナンバーカードの普及・活用

14条 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）

16条 研究開発の推進

17条 人材の育成

18条 普及啓発等

# オープンデータ関連施策①（抜粋）

## Ⅱ - 1 - (2) オープンデータの促進【基本法第11条第1項及び第2項関係】

### ① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策

※公開ルールの策定と、それに基づいた府省庁が保有する行政データの棚卸し

※官民ラウンドテーブルの開催と、民間ニーズに則したオープンデータ推進

※オープンデータ・バイ・デザインの推進

### ※地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- オープンデータに取り組済の地方公共団体は298団体（平成29年9月現在）であり、全体の約17%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。
- 従来の伝道師の派遣等による支援に加え、平成29年中に地方公共団体が最低限公開することが望ましいデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、**平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。**
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

KPI(進捗): オープンデータに取り組む地方公共団体数

# 【参考】官民データ活用推進計画に盛り込まれた主なオープンデータ関連施策

## ＜電子行政分野＞

- ・ 統計データのオープン化の推進・高度化
- ・ 法人情報の利活用促進

## ＜観光分野＞

- ・ 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）

## ＜農林水産分野＞

- ・ 農業関係情報のオープンデータ化の推進
- ・ 登記所備付地図データの事業者等への提供
- ・ 気象情報の利活用の促進

## ＜ものづくり分野＞

- ・ 公的研究資金による研究成果のオープンデータ化の推進

## ＜インフラ・防災・減災等分野＞

- ・ i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進
- ・ 交通事故及び犯罪に係る情報の公開の在り方の検討
- ・ 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

## ＜移動分野＞

- ・ ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進
- ・ 公共交通機関の運行情報（位置情報等）等のオープンデータ化
- ・ 「官民ITS 構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進（うち、自動運転に必要となるデータのオープンデータ化等）

## 本基本指針の位置づけ

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>(注)</sup>の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

## 1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3) 透明性・信頼の向上

## 2. オープンデータの定義

- ① 営利目的、非営利目的を問わず  
二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

## 3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、**公開できない理由を原則公開**するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「**限定公開**」といった手法も積極的に活用。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・原則、**政府標準利用規約**を適用。
- (3) 公開環境・・・特にニーズが高いと想定されるデータは、一括ダウンロードを可能とする仕組みの導入や、**APIを通じた提供**を推進。
- (4) 公開データの形式等・・・**機械判読に適した構造及びデータ形式**で掲載することを原則。法人情報を含むデータは、**法人番号**を併記。
- (5) 公開済みデータの更新・・・**可能な限り迅速に公開**するとともに**適時適切な更新**。

## 4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの**企画・設計段階から必要な措置**
- (2) 利用者ニーズの反映・・・各府省庁の保有データとその公開状況を整理した**リストを公開**→利用者ニーズを把握の上、**ニーズに即した形での公開**

## 5. 推進体制

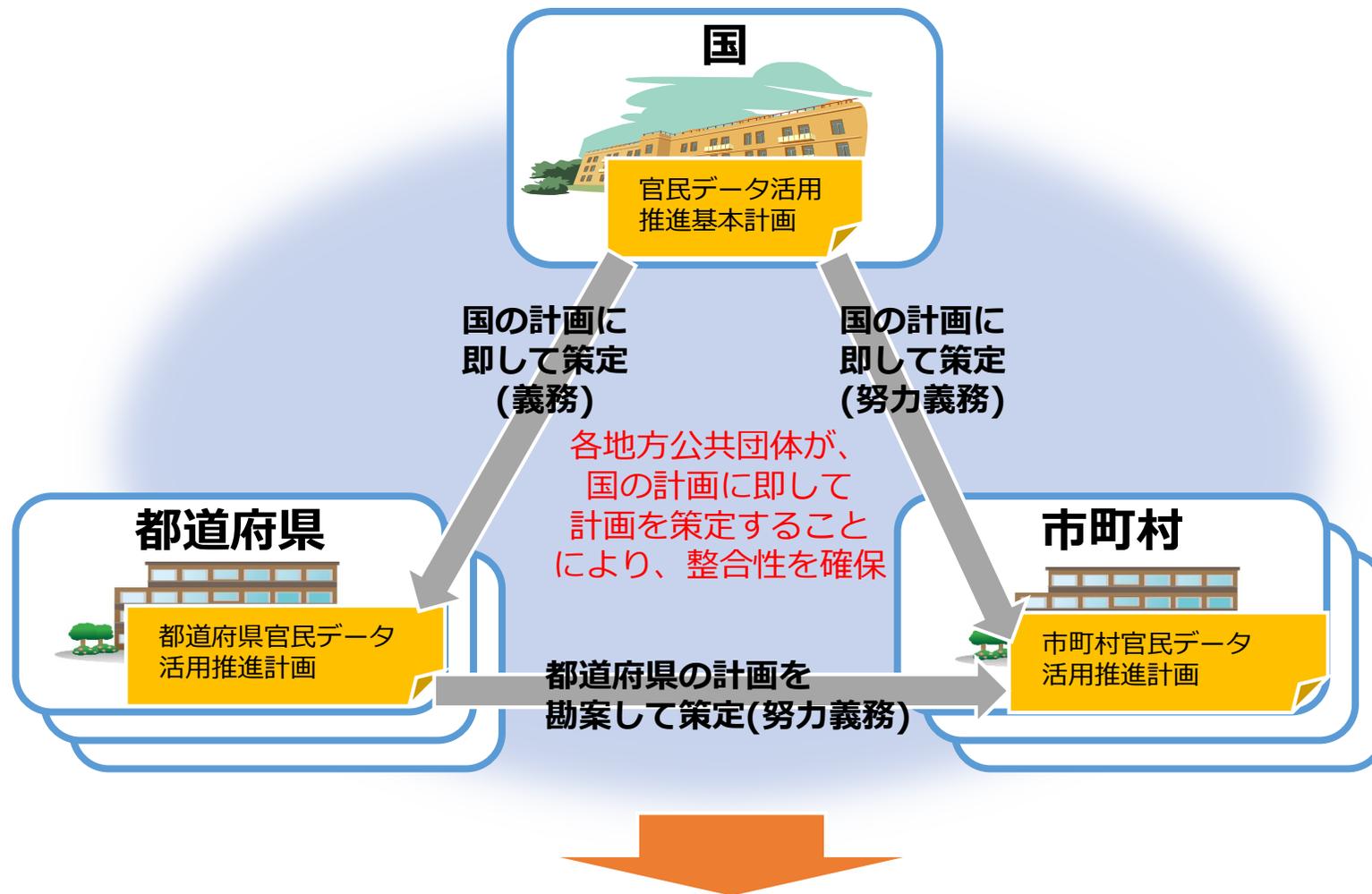
- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（内閣官房IT総合戦略室）・相談窓口（各府省庁）の設置
- (2) 推進体制・・・内閣官房IT総合戦略室は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップを実施等

## 6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進。  
独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。  
公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

## **2. 官民データ活用推進計画と オープンデータに係る地方公共団体への取組支援**

# 官民データ活用推進基本計画等の策定（国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保）



- ・ データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進
- ・ 国民一人一人が今まで以上にきめ細かいサービスを楽しむ社会の実現
- ・ 防災や見守りをはじめ、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現

# 地方公共団体における官民データ活用推進計画の策定について

## 地方公共団体

### 都道府県

官民データ活用推進基本計画に即し、  
**都道府県官民データ活用推進計画を策定【義務】**(官民データ活用推進基本法9条1項)

### 市町村

官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して  
**市町村官民データ活用推進計画を策定【努力義務】**(9条3項)

### 【地方公共団体の施策に関する主な事項】

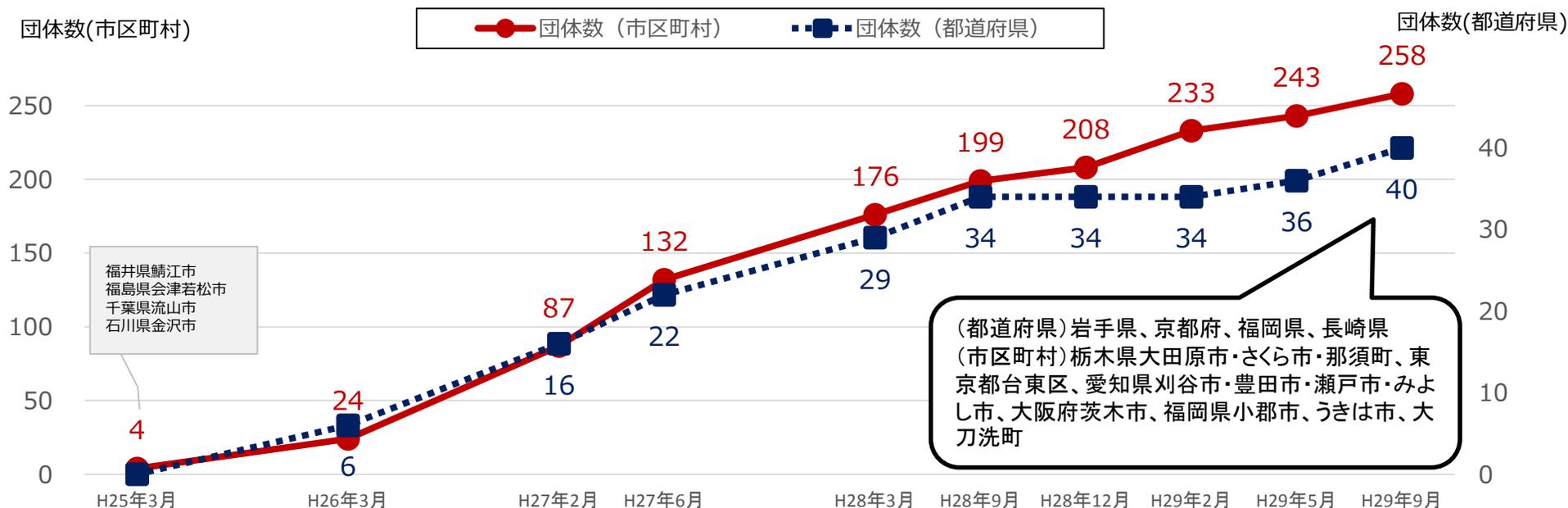
- ・ 行政手続に係るオンライン利用の原則化(10条1項)
- ・ **自らが保有する官民データの活用の推進(オープンデータの推進)**(11条1項)
- ・ マイナンバーカードの普及及び活用に関する計画の策定等(13条)
- ・ 利用の機会等の格差の是正(14条)
- ・ 自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直し(15条1項)

- 
- 上記計画の策定に当たり、今後、秋頃を目途に計画に盛り込むべき施策等を記載した「地方版官民データ計画の雛型」を作成し、地方公共団体に示す予定
  - 上記地方公共団体の施策に関する主な事項についても、雛型に盛り込むことにより、国・地方一体となった取組を推進
  - 雛型で示した施策を全て盛り込むことは求めない。スモールスタートでも取り組んでもらうことを重視する。
  - 平成32年度末までに、策定義務となっている全都道府県での計画の策定を目指す。(世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画P.88「地方の計画雛型の作成と計画策定支援」)

# オープンデータに取り組む地方公共団体数の推移

(内閣官房IT総合戦略室調べ)

## 取組済み団体数の推移と各時期における取組開始地方公共団体の例

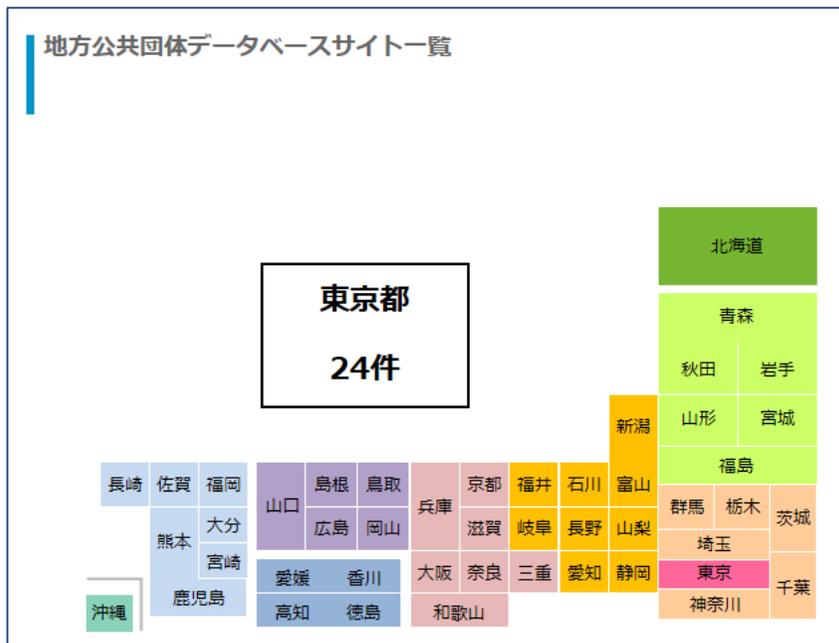


**平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。**

# 「DATA.GO.JP」の地方公共団体データベースサイト一覧



名称	組織名	ライセンス	API	主な分類	概要	更新日
東京都オープンデータカタログサイト	東京都	CC-BY	無	企業・家計・経済、行財政、住民向け情報(暮らしの情報)、行政活動情報	東京都では、行政が保有する公共データを公表し、地域課題の解決や住民生活の利便性を目指していくオープンデータの取組の一環として、機動的な検索・取得が可能な「東京都オープンデータカタログサイト」を公開中です。都が保有する情報だけでなく、一部都内区市町村のデータについても登録しており、内容の拡充を図っております。	2017/09/07
オープンデータBUNKYO					文京区では、オープンデータを推進するため、オープンデータ公開サイト「オープンデータBUNKYO」を開設しています。区が保有する公共データをオープンデータとして、今後も順次公開していきます。	2017/05/18
稲城市オープンデータ	東京都 稲城市	CC-BY	無	環、教育・文化・スポーツ・生活、行財政、司法・安全・環境	本市では「オープンデータカタログページ」を開設し、市が保有する様々な統計情報を、市民や事業者の皆さんが自由に加工、編集等を行うことができるデータとして公開します。	2017/05/17
武蔵村山市オープンデータ	東京都 武蔵村山市	CC-BY	無	人口・世帯、運輸・観光、教育・文化・スポーツ・生活、司法・安全・環境	武蔵村山市では、公開可能な情報から順次二次利用しやすい形式での公開に取り組みます。	2017/05/17
福生市オープンデータ	東京都 福生市	CC-BY	無	人口・世帯、教育・文化・スポーツ・生活	福生市では、公開可能な情報から順次二次利用しやすい形式での公開に取り組めます。	2017/05/17
東村山市オープンデータ	東京都 東村山市	CC-BY	無	人口・世帯、農林水産業、教育・文化・スポーツ	東村山市では今後、情報を順次オープンデータとして公開を進めていくための研究	2017/05/17



# オープンデータ取組済自治体資料（政府CIOポータルで公開）

## 政府CIOポータル

政府CIOによる、CIO相互の知見の交流をするためのサイトです。

文字サイズの変更: 標準  拡大   
Language: [日本語](#)

[検索](#)

[IT総合戦略室について](#) [お知らせ](#) [政策](#) [法令](#) [刊行物](#) [その他](#)

出版物 [各種ガイド](#) [オープンデータ100](#)  
プレゼンテーション集 [English Presentations](#)

## オープンデータ

行政が保有する地理空間情報（G空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現します。

[審議会・研究会](#)

[予算・決算](#)

[申請・届出等](#)

[パブリックコメント等](#)

[政策評価等](#)

[ITダッシュボード](#)

[情報公開](#)

## オープンデータ取組済自治体資料

以下の定義に基づき、オープンデータ取組済自治体の一覧等の資料を掲載しています。

### 【内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室における「オープンデータ取組済自治体」の定義】

自らのホームページにおいて「オープンデータとしての利用規約を適用し、データを公開」又は「オープンデータの説明を掲載し、データの公開先を提示」を行っている都道府県及び市区町村

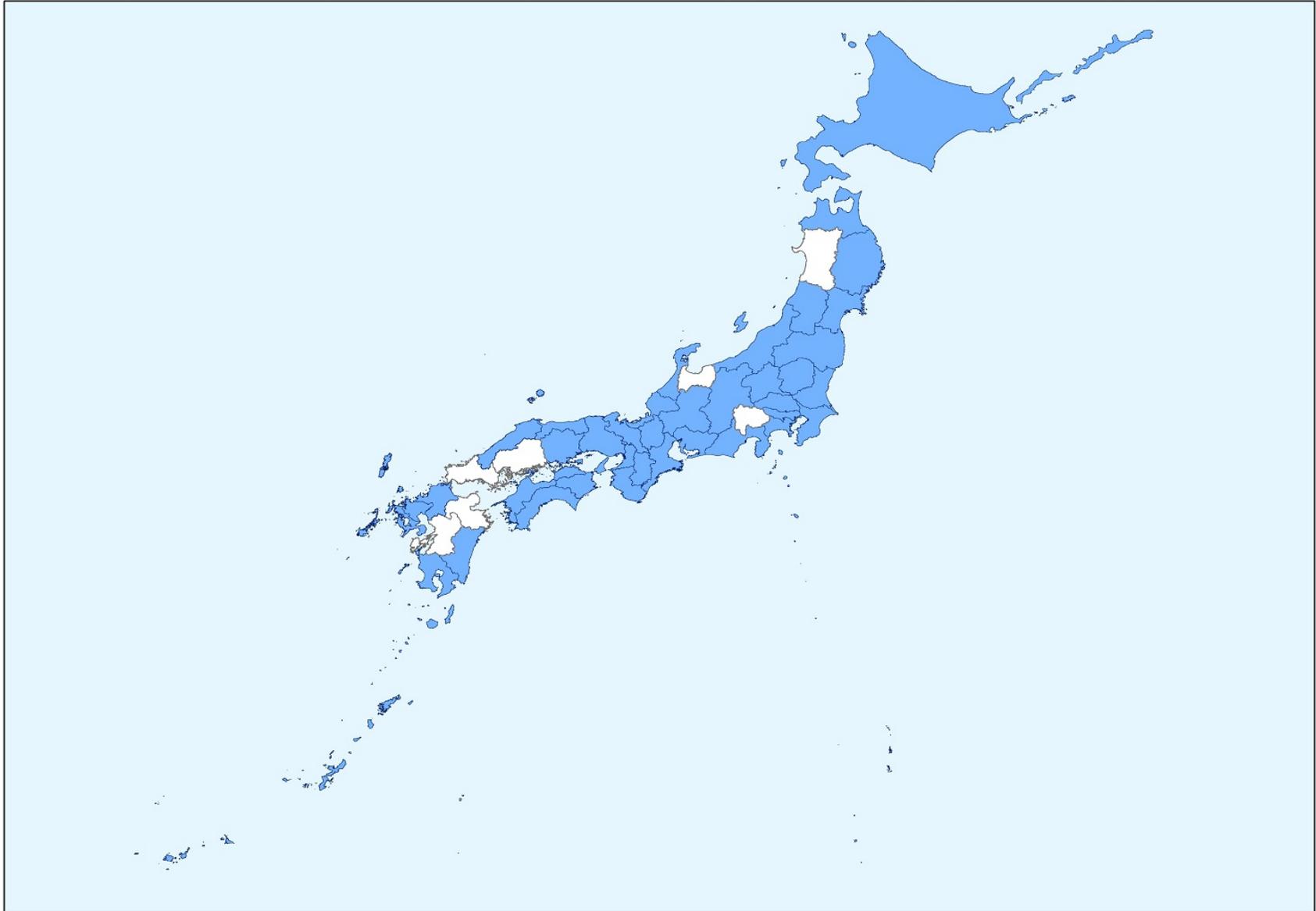
- **オープンデータ取組済自治体一覧** （平成29年5月23日時点）  
オープンデータに取組済の都道府県・市区町村の一覧資料です。
- **オープンデータ取組済自治体マップ** （平成29年5月23日時点）  
オープンデータに取組済の都道府県・市区町村を日本地図上にマッピングした資料です。

※新たにオープンデータの取組を開始した自治体は随時資料に反映させていただきますので、本ページ下部の連絡先までご連絡をお願いいたします。

# オープンデータ取組自治体マップ

## 都道府県

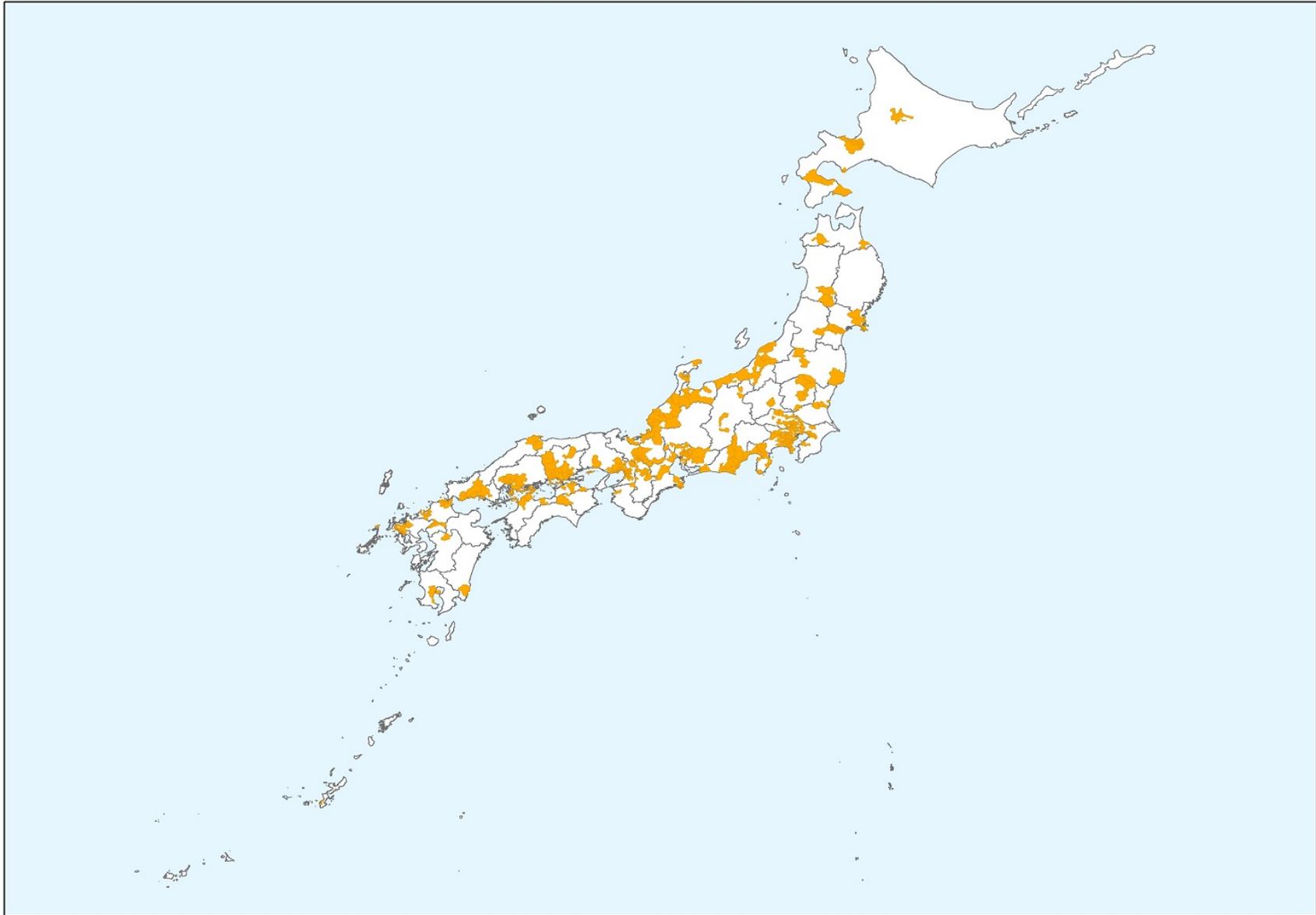
※平成29年9月12日時点



# オープンデータ取組自治体マップ

## 市区町村（全体）

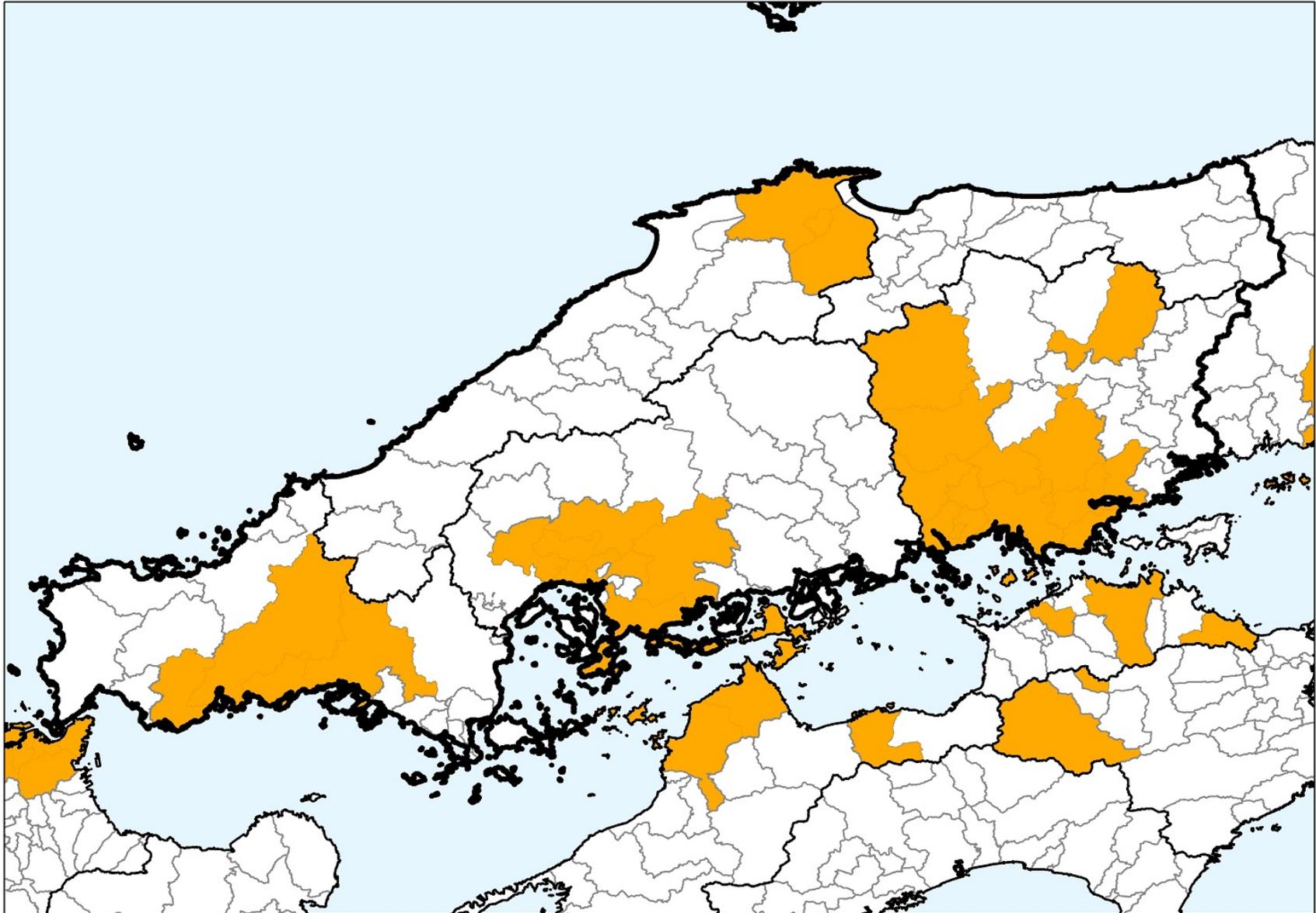
※平成29年9月12日時点



# オープンデータ取組済自治体マップ

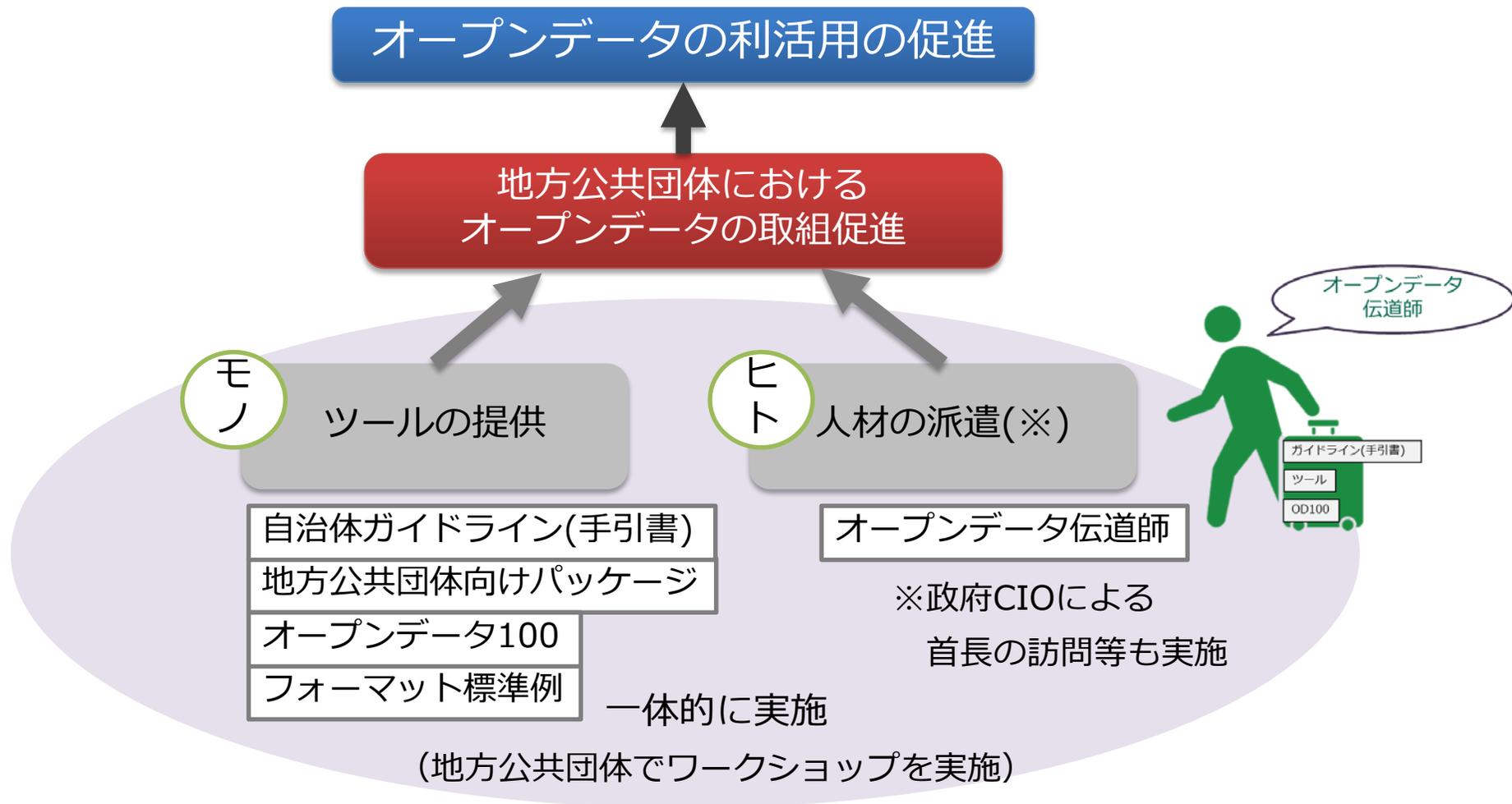
## 市区町村（中国）

※平成29年9月12日時点



# 地方公共団体の取組支援

超少子高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、一億総活躍社会の実現にも資するもの。



# オープンデータ伝道師

氏名	主な活動地域	これまでの主な実績等	所属団体等
藤井 靖史	東北地方	Code for AIZUを立ち上げ、会津若松市と連携してITを活用した地域課題の解決に貢献	Code for AIZU
越塚 登	関東地方	政府関係の施策の検討を積極的に推進するとともに、全国各地の交通分野のオープンデータ化を積極的に推進	東京大学
庄司 昌彦	関東地方	IT室にて作成したカタログサイト&ダッシュボードパッケージの導入に、奥出雲・安来・阿波の3地域にて全面对応	OKFJ
関 治之	関東地方	Code for Japan代表理事として、東日本大震災に対して「sinsai.info」を構築・提供するとともに、全国各地でオープンデータを活用したアイデアソン・ハッカソンの実行推進	Code for Japan
村上 文洋	関東地方	VLED事務局の中心メンバーとして、政府施策の実行に積極的に貢献するとともに、福井県オープンデータビジネス利活用研究会の座長として、県内食品営業許可取得施設のオープンデータ化等に貢献	VLED
新井 イスマイル	関西地方	「Night Street Advisor」をはじめ、オープンデータを活用した地域課題解決のアプリ等を制作・提供	奈良先端科学技術大学院大学
福野 泰介	北陸地方	福井県鯖江市におけるオープンデータの積極活用を中心的に支え、それらの事例展開を全国へ積極的に推進	Jig.jp
牛島 清豪	九州地方	「わいわいWi-Fiマップ」の企画・制作を通じた佐賀県内Wi-Fiスポットのオープンデータ化等、佐賀のオープンデータによる地域課題解決を推進	Code for Saga

# 自治体ガイドライン(手引書)

地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」及び補足資料として「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～」を策定。

## 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及び手引書

## 自治体SWGにて、地方公共団体向けガイドライン及び手引書の改定検討中

地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン

〔平成27年2月12日〕  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及、またモノのインターネット（Internet of Things、IoT）の進展等、情報通信技術は社会インフラとして不可欠なものとなっている。

このような中、膨大で多種多様な情報が流通しており、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

特に、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する公共データについては国民共有の財産であることから、新たな価値を生み出す上で、国民や企業等が利活用しやすいように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこと（オープンデータ）が求められており、新事業の創出、公共サービスの向上や行政の透明性の確保等が期待されている。欧米の先進国においても同様の観点からオープンデータの取組を推進しているところである。

我が国におけるオープンデータの取組は、平成24年7月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」に基づき推進されてきているところであるが、地方公共団体におけるオープンデータの取組については、先進的な地方公共団体がある一方で、全体としてはまだ一部の地方公共団体取り組んでいるに過ぎない状況にある。

オープンデータは国のみならず、地方公共団体や民間企業、地域住民が一体となってその利活用の促進に取り組むことにより、特に、これからの人口減少、高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、地方創生にも資するものと考えられる。この取組によって、結果として我が国全体としてのオープンデータの評価も高まることにつながることも考えられる。

また、オープンデータに関する地域のコミュニティ活動の事例<sup>1</sup>も増えつつあり、住民参加型の課題解決についての職員や住民の意識改革という観点からも期待が高まっている。

このため、地方公共団体におけるオープンデータを普及拡大する観点から、地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方を整理し、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう、「地方公共団体オープン

<sup>1</sup> 例えば、横浜市のオープンデータソリューション発展委員会（<http://yokohamascendata.jp/>）や福岡県の九州IT&ITS利活用推進協議会（<http://ovis1.jp/>）などの事例がある。



## オープンデータをはじめよう

～ 地方公共団体のための最初の手引書 ～

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室



本書は、クリエイティブ・コモンズ 表示4.0 国際 (CC BY 4.0) にしたがって利用いただけます。  
(<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)

# 地方公共団体向けパッケージ

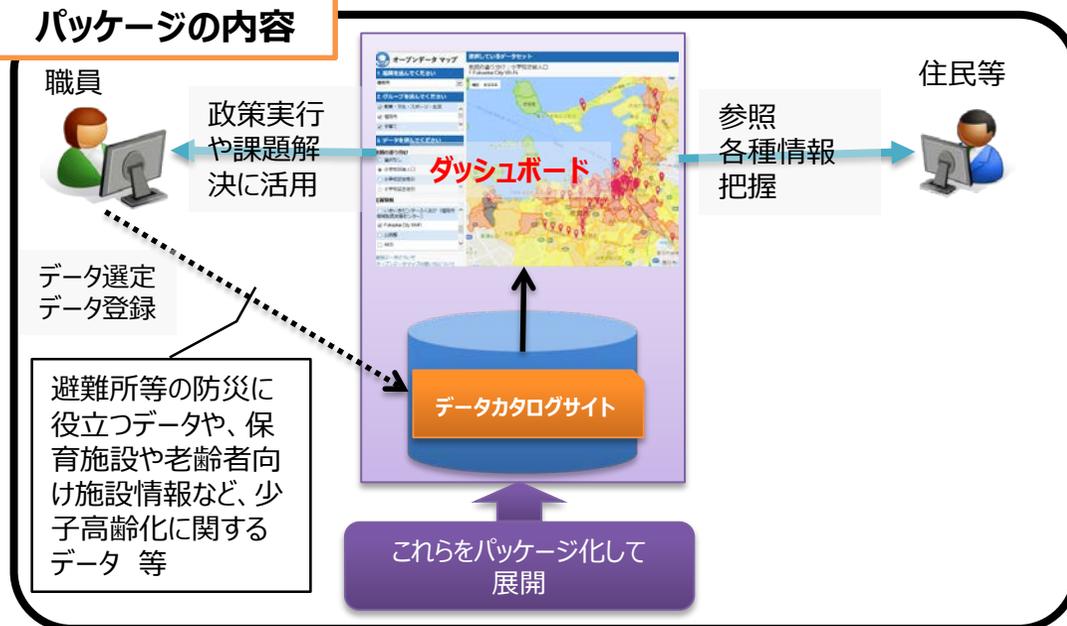
## 地方公共団体におけるオープンデータへの取組を加速する改良版パッケージの提供。

オープンデータに取組む意思や必要性は感じているが、具体的な取組方法が分からない地方公共団体を支援するため、関係諸団体と連携し、オープンデータのデータカタログとダッシュボードアプリケーションをパッケージ化して提供することで、地方公共団体によるオープンデータの導入・活用を促進する。

### 平成28年度の改良ポイント

- ・ダッシュボードにてマッシュアップするデータを**任意に選択可能**とした。（これまでは、データの組合せが限定されていた。）
- ・既にカタログサイトを開設済の自治体向けに、**ダッシュボードのみの導入**を可能とした。

### パッケージの内容



### ■期待される効果

- ・防災関連や少子高齢化など地域課題に関するデータの公開による、地域課題解決の一助
- ・公開と活用両方の自治体展開パッケージの提供による、地方公共団体の取組を容易化
- ・標準化の推進（登録データのフォーマット標準例の提供等）

パッケージはオープンソースとしてGitHubで公開することにより、他の地方公共団体に展開可能とする（※）。

※パッケージ一式導入用：

<https://github.com/nes-opendata/odpkg-docker>

※ダッシュボードのみ導入用：

<https://github.com/nes-opendata/odpkg-dashboard>

- ・福岡市、久留米市へダッシュボードを導入。（平成29年4月公開）
- ・長崎県（平成29年6月公開）、京都府（平成29年9月公開）へパッケージを導入。

# 地方公共団体向けパッケージ

## 平成28年度の改良ポイント

- ・ダッシュボードにてマッシュアップするデータを**任意に選択可能**とした。(これまでは、データの組合せが限定されていた。)
- ・既にカタログサイトを開設済の自治体向けに、**ダッシュボードのみの導入**を可能とした。



# 自治体サブワーキンググループでの検討事項

## 官民データ活用推進基本計画（抜粋）

### 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- オープンデータに取組済の地方公共団体は298団体（平成29年9月現在）であり、全体の約17%。今後、各地方公共団体のニーズも踏まえた更なる支援を行うことが必要。
- 従来の伝道師の派遣等による支援に加え、平成29年中に、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例の提示や、都道府県・市町村官民データ活用推進計画の雛型への反映を行うとともに、地方公共団体職員等向けの試験環境の整備、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介（マッチング）機能の創設などの支援を通じ、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

地方公共団体のオープンデータ取組率100%の実現に向けては、地方公共団体の実情を踏まえつつ、取組を促進するための支援が必要。そのため、自治体サブワーキンググループにおいては、以下を検討する。

- **地方公共団体向けガイドライン及び手引書の改定**
- **オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット（推奨データセット）の策定**

# 「推奨データセット」の検討

## 目的

オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット（「推奨データセット」）及びフォーマット標準例を提示することで、地方公共団体の取り組みを促進するとともに、オープンデータの利活用を促進する。

### <検討中のフォーマット標準例（案）一覧>

No.	データセット名	No.	データセット名
1	AED設置箇所一覧	9	消防水利施設一覧
2	介護サービス施設一覧	10	指定緊急避難施設一覧
3	医療施設一覧	11	駅、停留所等一覧
4	文化財一覧	12	地域・年齢別人口
5	観光施設一覧	13	公共施設一覧
6	イベント一覧	14	子育て施設一覧
7	公衆無線LANアクセスポイント一覧	15	オープンデータ一覧
8	公衆トイレ一覧		

# 「推奨データセット」の検討（例；AED設置箇所一覧）

推奨データセットデータ項目定義書.xlsx - Excel

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 開発 ACROBAT

N20

データ項目（AED設置箇所一覧）									先進自治体公開有無
項目No.	項目名	共通語彙基盤	区分	説明	形式	共通語彙基盤での値型	記入例		
1	名称	設備>設置地点>名称>表記	○	AEDが設置場所の建物等の名称を記載。	文字列	xsd:string	〇〇会館		有
2	名称_カナ	設備>設置地点>名称>カナ表記	○	AEDが設置場所の建物等の名称をカナで記載。	文字列（全角カナ）	xsd:string	〇〇カイカン		有
3	住所	設備>設置地点>住所>表記	○	AED設置場所の住所を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列	xsd:string	〇〇県〇〇市〇〇二丁目〇-〇		有
4	緯度	設備>設置地点>地理座標>緯度	○	AED設置場所の緯度を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	xsd:string	35.730457		有
5	経度	設備>設置地点>地理座標>経度	○	AED設置場所の経度を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	xsd:string	139.747681		有
6	設置位置	設備>設置位置	○	AED設置場所における詳細位置を記載。	文字列	xsd:string	1階事務室		有
7	電話番号	設備>設置地点>連絡先>電話番号	○	AED設置場所の連絡先（電話番号）を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列（半角文字）	xsd:string	000-000-0000		有
8	法人番号	設備>設置者>ID(体系>名称="法人番号")>識別値		AED設置主体の法人番号を記載。	文字列（半角数字）	xsd:string	5010005007126		有
9	団体名	設備>設置者>名称>表記		AED設置主体の名称を記載。	文字列	xsd:string	〇〇市		有
10	利用可能曜日	設備>利用可能時間(@定期スケジュール型)(種別="週間")>開催曜日（注1、注2）	○	AED設置場所が利用可能な曜日を「,」（全角の読点）区切りで記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	文字列	xsd:string	月、火、水、木、金		有
11	開始時間	設備>利用可能時間(@イベントスケジュール型)>開始時間	○	AED設置場所の開始時間（開始時間など）を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	時刻（hh:mm）	xsd:time	09:00		有
12	終了時間	設備>利用可能時間(@イベントスケジュール型)>終了時間	○	AED設置場所の終了時間（閉館時間など）を記載。※記載方法について、「データ項目特記事項」シートの【共通ルール】を参照。	時刻（hh:mm）	xsd:time	18:00		有
13	利用可能日時特記事項	設備>利用可能時間(@定期スケジュール型)>説明		利用可能曜日、開始時間、終了時間についての特記事項・例外（祝日、年末年始の変更点など）等があれば記載。	文字列	xsd:string	月曜日について祝日は利用不可。また、12/31、1/1は終日利用不可。		無
14	URL	設備>参照>参照先		AED設置場所に関する情報源を示すサイト等を記載。	URI	xsd:anyURI	http://www.ooo.lg.jp/abc.html		有
15	備考	設備>備考		特記事項等があれば記載。	文字列	xsd:string			有

# 今後の予定

- 「推奨データセット（案）」については、全国の地方公共団体に照会を実施。
- 第4回の自治体サブワーキンググループにて合意を得たうえで、「ガイドライン」、「手引書」、「推奨データセット」についてオープンデータワーキンググループに報告。

## <スケジュール>

日程	予定
9月8日（金）～9月22日（金）	「推奨データセット」のデータ項目定義書及びフォーマット標準例について全自治体に意見照会
9月下旬～10月上旬	意見反映
10月10日(火)	第4回自治体サブワーキンググループ （手引書、推奨データセットについて合意）
10月下旬	第4回オープンデータワーキンググループにて報告 （ガイドライン、手引書、推奨データセット）
10月下旬以降	自治体へ展開（政府CIOポータルに掲載）

(関連リンク)

政府CIOポータル

<https://cio.go.jp/policy-opendata>

政府カタログサイト

<http://www.data.go.jp/>

官邸HP(IT総合戦略本部)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

